記者発表資料

がんばろう！東北

平成２６年　９月１２日
国土交通省　東北地方整備局
北上川下流河川事務所

堤防の刈草を無償で提供します

○ 北上川下流河川事務所では、今年度も堤防の刈草を肉牛用飼料･肉牛用敷ワラとして肉用牛生産者の方へ提供しています。
堤防の除草作業により発生した刈草の提供は年2回実施しており、今回は平成26年度第2回目です。（前回は６月）

○ 当事務所管内の全ての河川において、堤防刈草の提供を行います。
担当出張所：大崎、鹿島台、飯野川、米谷、涌谷、鳴瀬

○ 申し込みは各出張所で受け付けています。（別紙参照）

国土交通省北上川下流河川事務所が管理する河川は、北上川（宮城県内）、旧北上川、江合川、鳴瀬川、吉田川の５河川、管理総延長は 210.5km です。

■提供する刈草は、当事務所で調査を実施した堤防法面の箇所の刈草に限定しており、河川敷等は別扱いとなります。

○ 提供にあたり、今回も前回同様に、堤防刈草について肉牛用飼料･肉牛用敷ワラとして提供可能か確認するために『堤防刈草の放射性物質モニタリング調査』を実施しました。

○その調査結果を宮城県農林部畜産課に確認して頂いた結果、『調査を実施した箇所については、肉牛用飼料の暫定許容値を下回っていたことから、肉用牛生産者あてに堤防刈草の提供を行って差し支えない』との判断が示されました。

■刈草の提供に関するホームページアドレス（申し込み書や申し込み先等を掲載しています。）
【http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/offer/index.html#cut_grass】

北上川下流河川事務所記者発表資料はホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス【http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu//】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所
石巻市蛇田字新下沼８０
電話　０２２５－９５－０１９４（代表）
技術副所長　佐藤（さとう）　正明（まさあき）　（内線２０５）
管理課長　大平（おおだいら）　知秀（ともひで）　（内線３３１）

別紙

刈草提供申し込み書

申込年月日	平成　　年　　月　　日
申　込　者	氏　名： 住　所： ＴＥＬ：
利用目的	肉牛用の飼料　・　肉牛用の敷ワラ ※利用目的は上記に限ります。該当するものに○を付けてください。
提供希望量	梱包ロール＿＿＿　個分　（　約　＿＿＿＿　m^3　）
搬出予定日	

※裏面の注意事項をご理解頂いたうえで申し込みをお願いします。

【申し込み先】

大崎出張所
〒989-6111 大崎市古川鶴ヶ埣鶴田１５４-３
TEL ０２２９-２２-０３３６　FAX ０２２９-２２-４６９５

鹿島台出張所
〒989-4102 大崎市鹿島台木間塚字小谷地４９６-１
TEL ０２２９-５６-２６１７　FAX ０２２９-５６-６１５３

飯野川出張所
〒986-0102 石巻市成田字根岸山畑５-７
TEL ０２２５-６２-３１０２　FAX ０２２５-６２-３１８３

米谷出張所
〒987-0902 登米市東和町米谷字古舘５-４
TEL ０２２０-４２-２１５４　FAX ０２２０-４２-２２４９

涌谷出張所
〒987-0112 遠田郡涌谷町字桑木荒１５６-１
TEL ０２２９-４２-２３１７　FAX ０２２９-４３-６０７６

鳴瀬出張所
〒981-0215 宮城郡松島町高木字水溜下１-１
TEL ０２２-３５４-３１０１　FAX ０２２-３５４-３２７３

裏面

【注意事項】

○【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。ただし、生体又は食肉検査の結果、当該刈草給与牛から高濃度の放射性セシウム値が検出された場合は、関係機関（宮城県畜産課等）へ情報提供する場合があります。

○引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。

○堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようにしてください。また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。

○万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

○積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って回収してください。

○刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。

○刈草以外の異物混入については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、了承願います。

○堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

○上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

○東京電力の賠償請求について、当堤防刈草の提供を受ける場合、その分は「東京電力株式会社に対する代替牧草に関する賠償請求」が出来なくなるおそれがありますので、賠償請求とりまとめ窓口（農業協同組合等）にご連絡していただくようお願いいたします。

上記注意事項に基づき申し込み、刈草を利用することを確約します。

平成　　年　　月　　日

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印